

定期検査における機関の確認運転に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編
高速船規則

改正事項

定期検査における機関の確認運転に関する事項

改正理由

本会規則においては、定期検査に関する要件を鋼船規則 B 編 5 章にとりまとめて規定している。一方、同規則 B 編 1 章 1.1.10 においては機関確認運転に関する要件を規定しているが、同試験は定期検査時に実施することとなっている。

このため、鋼船規則 B 編 1 章における機関確認運転に関する要件を、鋼船規則 B 編 5 章においても明確になるよう関連規定を改めた。

また、高速船規則、旅客船規則及び内陸水路航行船規則における船級検査に関する要件は、船種毎の特別な規定を除き一般的には鋼船規則 B 編に準拠して規定しているが、上記機関確認運転に関する要件について不明瞭となっていたため、鋼船規則 B 編と整合させるべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編 1 章における機関確認運転に関する要件を、鋼船規則 B 編 5 章に規定した。
- (2) 高速船規則、旅客船規則及び内陸水路航行船規則について、機関の確認運転に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 5.3.1
高速船規則 2 編 1.1.5, 3.8.1